



2024年4月12日

各 位

会社名 株式会社ペイロール  
代表者名 代表取締役社長 湯浅 哲哉  
(コード番号：4489 東証グロース)  
問合せ先 取締役 影山 貴裕  
(TEL：03-5520-1400)

**(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する  
臨時株主総会開催のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

当社は、2024年4月5日付で公表をいたしました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正をいたします。

なお、変更箇所については、下線を付しております。

記

Ⅲ. 株式併合について

2. 株式併合の要旨

(2) 株式併合の内容

(訂正前)

(前略)

③ 減少する発行済株式総数

17,976,199株

(中略)

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

23株

(後略)

(訂正後)

(前略)

③ 減少する発行済株式総数

17,976,198株

(中略)

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

24株

(後略)

IV. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

(訂正前)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 23株 となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

(訂正後)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 24株 となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

V. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(訂正前)

(前略)

- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 23株 となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

(後略)

(訂正後)

(前略)

- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 24株 となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条(単元株式数)及び第8条(単元未満株主の

権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。  
(後略)

以 上